

入 札 公 告

「名護警察署瀬嵩警察官詰所解体工事」の実施について、地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 名護警察署瀬嵩警察官詰所解体工事
- (2) 工事場所 名護市
- (3) 工事内容 建築物解体工事（別冊、設計図書のとおり）
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 14 日まで
- (5) 本工事は、入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。紙での入札を希望する場合は、9 月 18 日までに 4 (1) ウに申し出ること。
- (6) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。
- (7) 本工事は、「令和 8 年 8 月時点での沖縄県土木建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価」を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積を行い入札すること。
- (8) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年第 104 号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた建設業者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格及び業者選定等に関する規定第 5 条による令和 7・8 年度建設工事入札参加資格者名簿（以下「令和 7・8 年度建設工事入札参加資格名簿」という。）に解体工事業として登録されている者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- (5) 沖縄県、国又は市町村が発注した解体工事を元請けとして施工し、完成・引渡が完了した施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
- ア 1 級又は 2 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資料を有する者であること。
- イ 直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に 3 ヶ月以上の雇用）があること。
- (7) 入札日から落札決定日までの期間に本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- I C S 株式会社
- (9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）、法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 入札手続等

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、F A X 又は電報による入札は認めない。

(1) 電子入札システムによる場合

令和 8 年 9 月 28 日（月） 午前 8 時から午後 4 時までの間

(2) 紙による持参の場合

ア 持参日時 令和8年9月28日(月)

午前9時から午後4時までの間(午後零時から午後1時を除く)

イ 持参先 那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県警察本部1階(会計課と調整)

ウ 書留郵送の際は、二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封のうえ、表封筒に「工事名」と「入札書在中」と朱書きすること。

なお、上記アの日時の間に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は、棄権とみなす。

(3) 開札日時 令和8年9月29日(火) 午前9時 電子入札システムにより開札

4 落札候補者の選定及び事後審査の実施等

開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、入札参加資格の確認を行う。(以下「事後審査」という。)

なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行う。

(1) 審査に係る申請書等の提出

開札後、落札候補者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は無効とする。

ア 通知日 令和8年9月29日(火) 午後5時までに通知する。

電子入札システムにて通知する。ただし、紙入札した者へは、メール等にて通知する。(以下「電子入札システム等にて通知する」という。)

イ 提出期限 令和8年10月1日(木) 午後5時

ウ 提出先 〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県警察本部警務部会計課営繕係

098-862-0110(内線2274)

エ 提出部数 1部

オ 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着。配達を確認できる方法で送付すること。)

なお、電子入札対象業者は、持参又は郵送による提出とあわせて、電子入札システムにおいても資格確認資料(第3号様式(1)のみでよい。)を提出すること。

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和8年10月7日（水）（予定）までに電子入札システム等にて通知する

(3) 落札者の決定方法

事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に電子入札システム等にて通知する。

(4) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限

競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

イ 提出先

上記4(1)ウに定める場所と同じ。

ウ 提出方法

書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。契約担当者は、説明を求められたときは、説明を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

5 設計図書の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月28日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までの間。

(2) 交付方法

ア 入札説明書、資格確認資料等

沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPijKikanNO=4700000>

イ 設計図書

沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。（パスワードについては、下記に問い合わせること。）

(3) 交付場所及び問合せ先

沖縄県警察本部警務部会計課 営繕係

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

098-862-0110（内線2274）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第2項第4号の規定により免除とする。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び建設工事請負契約書第 4 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

8 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの入札公告の記載に従い記入すること。
- (3) 紙入札対象業者については、落札候補が複数の場合に行う電子くじのための、3 桁のくじ番号を記入すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を 3 (2) に規定する日時までに郵送又は持参により提出すること。

9 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第 1 回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式自由）の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、工事費内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。
- (2) 工事費内訳書の提出は、入札書と同時に提出すること。
- (3) 工事費内訳書を提出しない場合、入札に参加できない。

- (4) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について、説明を求めることができる。
- (5) 工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。（入札金額の内訳は、別添「重要なお知らせ（入札内訳に関する注意点）」及び「労務費に関する基準の運用方針」（令和7年12月国土交通省）を参考に記入すること。）

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

12 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設けている。最低制限価格未満で入札した者は無効とし、その後当該入札に参加することができない。

13 その他

- ~~(1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（完全週休2日（土日）Ⅱ型）である。詳細は現場説明書による。~~
- (2) 資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 契約担当者は、提出された資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された資格確認資料は返却しない。
- (5) 提出期限日以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (7) 入札参加者は、沖縄県警察競争契約入札心得（県費関係）、建設工事請負契約約款及び設計図書を熟読し、これを遵守すること。
- (8) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。
- (9) 工期は、事情により変更することがある。
- (10) 電子入札に係る詳細は、沖縄県電子入札運用基準による。

- (11) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) その他詳細は入札説明書による。

14 本入札に関する質問・回答

- (1) 質疑書提出期間
公告日から令和8年9月14日（月）午後4時まで（月曜日～金曜日。午後零時から午後1時を除く。）
- (2) 提出先
上記4(1)ウに定める場所と同じ。
- (3) 提出方法
持参によるものとする。電子入札対象工事の場合でも、持参すること。ただし、沖縄本島内に建設業法に基づく営業所（本店又は支店、その他政令で定めたこれに準ずるもの。）がない者については、簡易書留等による郵送も可とする。この場合においても上記の提出期間内に必着すること。
- (4) 回答方法
質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
令和8年9月18日（金）（予定）から令和8年9月28日（月）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、午前8時30分から午後4時の間（入札情報システムについては、システム稼働時間とする。）。
 - イ 閲覧場所
入札情報システムに掲載する。
<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPijKikanNO=4700000>

入 札 説 明 書

「名護警察署瀬嵩警察官詰所解体工事」に係る入札等については、関係法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争参加資格

- (1) 入札公告 2 (5) に示す条件の詳細は下記のとおり。

平成 28 年 4 月 1 日から一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限日までに、沖縄県、国又は市町村が発注した解体工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

- (2) 入札公告 2 に示す条件の詳細は下記のとおり。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県警察競争契約入札心得（県費関係）第 6 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (3) 原則として、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、2 (1) に示す設計業務等の受託者との関係がある場合は、出資状況等の確認ができる資料を添付すること。

2 設計業務等の受託者等

- (1) 1 (3) の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

I C S 株式会社

- (2) 1 (3) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3 競争参加資格の確認等

- (1) 資格確認資料は、「第 3 号様式(1)、様式 1・様式 2」により作成すること。
- (2) 資格確認資料は、次に従い作成すること。

ア 配置予定技術者の資格等（様式 1）

- (ア) 様式 1 に技術者名及び必要事項を記入すること。
- (イ) 技術検定合格証明書、資格者証、免許証の写しを添付すること。
- (ウ) 当該技術者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写しを添付すること。
- (エ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、資格確認資料を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名停止等の措置並びに指名停止審査会に関する要綱（平成 19 年 2 月 25 日制定）」（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

イ 施工実績（様式 2）

- (ア) 1 (1) に掲げる資格があることを判断できる施工実績について、様式 2 に工事名及び必要事項を記載すること。
 - (イ) 記載する施工実績の件数は 1 件でもよい。
 - (ウ) CORINS 登録をしている場合は、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術データ）の写しを添付すること。
 - (エ) CORINS 登録をしていない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料を添付すること。
- (3) 上記(1)に定める資格確認資料のほかに、競争参加資格を確認するため下記の資料も提出すること。

ア 暴力団排除に関する誓約書

イ 別記様式第 1 号（役員等名簿）

ウ 建設業の許可について（通知）（写）

エ 入札参加適格合格通知書（写）

オ 現在事項全部証明書（3 ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。）

カ 経営事項審査結果通知書（写）

キ 配置予定技術者の資格者証等（写）及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

- (4) 競争参加資格の審査結果は、資格確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年10月7日（水）（予定）までに電子入札システムにて通知する（ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）。

4 配置予定技術者等の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、資格確認資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、入札公告2(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

5 支払い条件

- (1) 前金払い

前金払いを請求できる額は、契約金額 150 万円以上の工事で請負代金額の10分の4以内とする。

- (2) 中間前金払い

「平成14年12月24日付け土企第1862号の通知」に基づく。

- (3) 部分払

既済部分払は下記基準表による。

請負金額	既済部分払の回数
100 万円以下	0 回
100 万円を超え 1, 000 万円以下	1 回以内
1, 000 万円を超え 3, 000 万円以下	2 回以内
3, 000 万円を超え 5, 000 万円以下	3 回以内
5, 000 万円を超え 1 億円以下	4 回以内
1 億円を超える金額については、5, 000 万円増す毎に 1 回加える。	

6 その他電子入札に関する事項は、沖縄県電子入札運用基準による。

次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載している。

沖縄県電子入札ポータルサイト

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

7 その他

- (1) 落札者は、3(2)の資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

- (2) 資格確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札説明書、別冊設計図書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。なお、設計図書は入札参加者に貸与するものであり、落札者以外の者は、本入札終了後速やかに返却すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く毎日、午前8時から午後8時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

- (5) 電子入札システムの操作等に関する問い合わせは下記によること。

ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先

(ア) 名称：電子調達コールセンター（運営：富士通株式会社）

(イ) 電話番号：0570-011311

(ウ) Eメール：contact-supercals-ep@cs.jp.fujitsu.com

(エ) 運用時間：平日午前9時から午後6時（祝日及び12月29日から1月3日を除く。）

イ ICカードの不具合等発生時の問合せ先

取得している各ICカードの認証機関

- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付表を送信者に発行するので必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなるなどの不利益な取扱を受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請書受付表
- ・競争参加資格確認結果通知書
- ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付表
- ・日時変更通知書
- ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・入札書受付票
- ・入札締切通知書
- ・再入札通知書
- ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・落札者決定通知書
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書

現 場 説 明 書

工事名称：名護警察署瀬嵩警察官詰所解体工事

沖縄県警察本部警務部会計課

- 1 工事名称 名護警察署瀬嵩警察官詰所解体工事
- 2 工事場所 名護市
- 3 工 期 契約締結日の翌日から令和9年1月14日まで
- 4 工事概要 図面記載のとおり
- 5 工事範囲 本工事設計図書（本書を含む。）に示す工事の施工一切

6 提出書類等

- (1) 別紙1に記載する書類は契約締結後に遅滞なく提出すること。
- (2) 完成図書は別紙2に基づき提出すること。

7 現場代理人及び主任技術者（契約書第10条関係）

工事請負契約書第10条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙2の現場代理人通知書により行う。

~~なお、共同企業体の場合は、代表構成員は監理技術者を、構成員は主任技術者をそれぞれ当該工事現場に専任で配置しなければならない。~~

8 官公署への手続き

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続は、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて請負業者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入についての手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整したうえ、請負業者が行うこととし、実施に当たっては、関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。

~~9 支給材料及び貸与品（契約書第15条関係）~~

- ~~(1) 支給する工事材料及び貸与する建設機械器具は以下のとおりとし、引渡場所及び時期については、監督員の指示による。~~

品名	数量	品質	規格・性能

- ~~(2) 支給材料及び貸与品は、工事の完成、設計変更等によって不用となった時は、監督員の指示により、速やかに返還しなければならない。~~

10 工事用水・工事用電力

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは請負業者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は請負業者の負担とする。

11 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙 3 による。
- (2) 安全表示板、交通表示板を現場内外の必要な箇所に設置する。

12 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、現状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状況を調査及び写真撮影等により記録すること。

以上は、搬入経路についても同様とする。

13 埋設物等

工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋蔵管等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示を従うこと。

14 使用資材の統一

同一現場が複数の工区に分かれている場合、構造、意匠、機能、耐久性及び維持管理の観点から使用資材は、原則として各工区において同一資材（材質、形状、寸法、重量、同一メーカー品）を使用すること。

15 工程管理等

- (1) 原則として、週 1 回の工程会議を開催すること。
- (2) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月 1 回以上の会議を行うこと。
- (3) 工程会議及び安全衛生対策協議会は、建築工事の受注者が中心となって運営する。

16 資材等の運搬

- (1) 土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。
- (2) 現場より資材を搬入・搬出する場合はゲートに誘導員等を配置し、安全管理に十分に配慮すること。

17 中間検査（契約書第 32 条関係）

工事目的物について、工事施工中の中途において指定する出来形部分は、下記のとおりとする。

()

18 部分引渡し（契約書第 39 条）

工事目的物について、工事の完成に先立って引渡しを受けるべき部分は、下記のとおりとする。

()

19 経年調査（契約書第 45 条）

受注者は、工事目的物の引渡し後 1 年及び 2 年以内に沖縄県警察本部警務部会計課の指示により経年調査を実施すること。なお、この調査において契約不適合箇所があった場合は、速やかに修復しなければならない。

20 その他

~~(1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休 2 日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事（完全週休 2 日（土日）Ⅱ型）であり、詳細は別紙 4 のとおりである。~~

(2) 工事中に発生する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

(3) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適性に処理すること。

(4) 使用する再生資材は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度資材（ゆいくる材）とする。なお、工事で発生した建設廃棄物は原則としてゆいくる材の認定を受けた施設に搬出すること。

(5) デジタル工事写真の小黒板情報電子化については、別紙 5 のとおりとする。

● 契約後速やかに提出する書類

	書類	規格	部数	備考
1	着手届	A 4	1	
2	工事工程表	A 4	1	
3	現場代理人等通知書	A 4	1	資格者証の写し、経歴書、実務 経歴証明書、雇用保険被保険者 資格取得等確認通知書の写し
4	建設業退職金共済制度の 掛金収納書	A 4	1	
5	建設労災補償共済等確認 願	A 4	1	
6	労働保険関係成立証明書	A 4	1	
7	火災保険、組立保険等	A 4	1	
8	受注時工事カルテ受領書	A 4	1	
9	再生資源利用計画書	A 4	1	
10	再生資源利用促進計画書	A 4	1	
11	建設工事下請通知書	A 4	1	
12	工事打合せ簿（週休 2 日 取組について）	A 4	1	
13	入札金額内訳書	A 4	1	

● 随時提出する書類

	書類	規格	部数	備考
1	建設工事下請通知書	A 4	1	契約書第 7 条
2	施工体制台帳		1	
3	施工計画書		1	各工事着手前
4	使用材料承諾願	A 4	1	規格、寸法等必要資料添付
5	施工図	A 4	1	総合図承認後
6	試験成績表	A 4	1	各種材料
7	実施工程表	A 3	1	工事の着手に先立ち作成・提出
8	確認・立会願	A 4	1	
9	材料検査調書・材料搬入 報告書	A 4	1	材料搬入ごと

● 毎月5日までに提出する書類

	書類	規格	部数	備考
1	定期報告書	A 4	1	監理業務受注者の審査後
	(1) 工事履行報告書	A 4	1	
	(2) 工事工程表（実施）	A 4	1	
	(3) 工事状況報告書	A 4	1	
	(4) 工事写真	A 4	1	
	(5) 県産建設資材使用 状況報告書	A 4	1	
	(6) 休日取得状況報告 書	A 4	1	

● 既済検査時に提出する書類

	書類	規格	部数	備考
1	請負工事既済部分検査請 求書	A 4	1	契約書に掲げる回数以内
2	工事出来高内訳書	A 4	1	
3	請求書	A 4	1	既済検査終了後

● 完成時に提出する書類

	書類	規格	部数	備考
1	完成通知書	A 4	1	
2	引渡書	A 4	1	
3	請求書	A 4	1	検査合格後
4	県産建設資材使用状況報 告書（総括）	A 4	1	
5	再生資源利用計画書（実 施書）	A 4	1	
6	再生資源利用促進計画書 （実施書）	A 4	1	

●完成図書

	書類	規格	部数	備考
1	一般文書 ①契約書（写） ②現場説明書（写） ③工程表 ④現場代理人等通知書（写） ⑤建設業退職金共済制度の掛金収納書（写） ⑥建設労災補償共済等確認願 ⑦建設労災補償共済等確認願 ⑧建設工事保険（写）	A 4	1	
2	進捗状況報告書 ①工事月報 ②実施工程表 ③工程会議録 ④工事打合せ簿 ⑤材料搬入（検査）記録簿 ⑥県産建築資材使用状況報告書	A 4	1	
3	工種別工事関係書類 ①施工計画書 ②資材承諾書 ③施工（承認）図 ④品質証明書 ⑤下請通知書 ⑥工事写真	A 4	1	
4	完成図	A 3	3	A 4 版観音製本（青表紙）
5	C D－ROM（完成図（C A D, P D F）・工事写真）	－	1	
6	取扱説明書	A 4	1	
7	保守・保全に関する資料	A 4	1	
8	保証書	A 4	1	クリアホルダーに収納
9	工事完成書類引渡書	A 4	1	目録含む

※ 詳細は監督職員の指示によるものとし、上記以外にも必要があるものは適宜作成する。

工事用看板の規格・寸法等は、原則として下記により請負契約ごとに作成することとするが、監督員の承諾により関連工事請負業者の共同作成とすることができる。

工 事 名 称 : ●

工 期 : 令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

発 注 者 : 沖縄県知事 玉城 康裕

監 督 員 : 沖縄県警察本部警務部会計課

設計・監理 : ●

施 工 者 : ●

大きさ : 縦 900 mm×横 1800 mm程度

背景色 : ホワイト

文 字 : 丸ゴシック体、グレー色、300 ポイント程度

額 縁 : 四方アルミ、グレー色

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領 3. (3) 撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領 3. (3) 撮影方法による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2. に示す小黑板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領 4. で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL (<https://www.jcomsia.org/kokuban/>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

入札時積算数量活用方式について

1 入札時積算数量書活用方式の適用

- (1) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では入札時において、発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。
なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合には、確認を求めることができないものとする。
- (3) 受注者からの請求による(2)の確認は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (4) (3)の確認の結果、入札時積算数量書の訂正に関する協議は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。)を除く。
- (5) 発注者は、自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤り又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行い、(4)に準じて受注者と入札時積算数量書の訂正に関する協議を行うものとする。
- (6) (4)又は(5)の入札時積算数量書に記載された積算数量の訂正は、契約書、設計図書及び数量基準(沖縄県土木建築部建築工事積算基準第53に定める「公共建築数量積算基準」及び「公共建築設備数量積算基準」をいう。)に定めるところによるものとする。

2 入札説明書に対する質問

この入札説明書(入札時積算数量書を含む。)に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面(様式は自由)により提出するものとする。

3 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送するものとする。

- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの(ただし、商号または名称、住所及び工事名を記載すること。)でなければならない。
- (3) 工事費内訳書は、1.3の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

ダンプトラック等による過積載等の防止について

- 1 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠の装着または、物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者はいじょすること。
- 7 上記 1～6 のことについて、下請契約における受注者を指導すること。

工事名称 名護警察署瀬嵩警察官詰所解体工事

数量公開説明書

1 数量公開とは

営繕工事における数量公開とは、設計金額のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を、参考資料として公開、提供するものである。

2 提供する電子データについて

数量公開にあたり提供する電子データは次のとおりとする。

- (1) 「数量公開説明書」PDF 形式 ※本紙
- (2) 「数量書」Microsoft Excel 形式

3 数量書の取扱いについて

数量書は、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化を図ることを目的に公開、提供するものであり、建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料（参考数量）として取扱うこととする。

4 数量書について

(1) 数量書の範囲

数量書は、設計金額のもととなる工事内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものとし、原則として全数量を公開範囲とする。

また、設計金額のもととなる工事費内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる数量を記載した別紙明細書及び共通仮設費や現場管理費の算定の際に、必要に応じ積み上げられる項目数量を記載した共通仮設費明細書や現場管理費明細書についても、同様の扱いとする。ただし、軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した別紙明細書及び共通費別紙明細書については除くものとする。

(2) 数量書の構成

数量書の構成及び項目は、次の基準に基づき作成している。

- ア 建築工事：「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」
- イ 設備工事：「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）」

(3) 数量書の数量

数量書の数量については、次の基準に基づき算出している。

- ア 建築工事：「公共建築数量積算基準」
- イ 設備工事：「公共建築設備数量積算基準」

(4) 数量書の共通費明細書

当該工事の内容により必要に応じて、共通仮設費明細書等を公表することとしているが、共通費の積算については、「沖縄県土木建築部建築工事積算基準」に基づき各費用を算定している。

5 数量書に対する質問について

- (1) 本数量書に対する質問は、入札説明書等に対する質問とは区別すること。

質問がある場合は、入札公告の「14 本入札に関する質問・回答」に従い質問書を提出すること。

なお、数量そのものの差異等に関わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も併せて提出するものとする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、入札公告の「14 本入札に関する質問・回答」に従い閲覧に供する。